

瀬戸内町飼い猫の適正な飼養及び管理に関する条例

(平成30年1月1日より罰則の対象となるもの)

① 野生生物に危害を加えてはいけません。

飼い主は、人と猫と野生生物との共生に配慮し、飼い猫が野生生物に危害を加えないようにしなければなりません。(第4条第3項)

② 飼い猫を外で放し飼いにする場合には、避妊・去勢手術をさせなければなりません。

飼い主は、飼い猫を室内で飼うことに努め、やむを得ず屋外で放し飼いにする場合には、繁殖制限をしなければなりません。(第4条第5項)

③ 飼い猫の登録をしなければなりません。

飼い主は、瀬戸内町に飼い猫の登録申請をしなければなりません。(第5条第1項)

④ 飼い猫へマイクロチップを装着しなければなりません。

飼い主は、飼い猫にマイクロチップの装着をし、その個体識別番号の届出を行わなければなりません。(第5条第4項)

⑤ 飼い猫の登録内容に変更があった場合届け出なければなりません。

飼い主は譲渡や死亡によって登録内容に変更がある場合、変更届を出さなければなりません。(第8条)

⑥ 飼い猫には適正に餌や水を与えなければなりません。

飼い主は、飼い猫に餌や水を与え、適正な飼養及び管理をしなければなりません。(第9条第1号)

⑦ 飼い猫の病気を予防し健康を守らなければなりません。

飼い猫の疾病の予防や健康の保持に必要な措置を行わなければなりません。(第9条第2号)

⑧ 糞尿の処理をせず、悪臭や害虫を発生させてはいけません。

飼い猫の糞等を適切に処理し、悪臭またはノミ、ハエその他の害虫の発生を防止しなければなりません。(第9条第3号)

⑨ 飼い猫以外の猫に、みだりに餌や水を与えてはいけません。

瀬戸内町内では、飼い猫以外の猫に対し、みだりに餌や水を与えてはなりません。(第10条)

⑩ 許可なく猫を5匹以上飼ってはいけません。

飼い主は飼い猫を5匹以上飼養してはなりません。ただし許可を得た場合はのぞきます。(第13条第1項)

● これらに違反した場合には・・・

5万円以下の過料が科せられます

※調査の拒否や質問に対し回答せず、もしくは虚偽の回答をした者は2万円以下の過料が科せられます。

